

ドローン物流における河川上空の活用円滑化に向けた高津川水系・江の川(島根県内)

【直轄管理区間】の基本的考え方(Ver.1.0)

策定 令和 7年1月4日

本基本的考え方は、ドローン物流(ドローンを活用した荷物等配送)における河川上空の活用円滑化に向けた基本的な考え方を記載したものである。なお、本基本的考え方は、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン(国土交通省)」(以下、「ガイドライン」という。)を補完するものであり、本留意事項に記載のない事項は、ガイドラインを参照するものとする。また、本基本的考え方は、今後、さらにドローン物流が活性化し、複数のドローンが飛び交う将来を見据えて、適時適切に内容の見直しを行っていくものとする。

(基本的事項)

1. 関係法令等の遵守

ドローン物流にあたっては、関係法令及び地方公共団体が定める条例を遵守し、その他ガイドライン等を踏まえて運用すること。航空法及び地方公共団体が定める条例については、国土交通省航空局のウェブサイト(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)や「ドローン情報基盤システム 2.0(DIPS2.0)」(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)も参考に、最新の情報を確認すること。

なお、以下の【直轄管理区間】空域において航空法によりドローン飛行を制限している。

【高津川水系】

●石見空港の周辺の空域(航空法第 132 条の 85 第 1 項第 1 号)

・別紙1の地図のとおり

●人口集中地区(DID)の上空(航空法第 132 条の 85 第 1 項第 2 号)

・別紙2の地図のとおり

(河川区域内の土地の使用及び河川上空を活用する際の対応)

2. 河川法上の許可等について

河川は、誰もが自由に利用できる公共の空間であり自由使用が原則であるため、他の河川利用者による利用を妨げるものでなければ、河川区域内の土地の使用及び河川上空(河川区域内の上空)においてドローンを飛行させる場合、河川法上の許可等の手続きは特段必要ない。

ただし、高水敷や堤防等の河川区域内の土地に離着陸、中継等のための施設などを設置し、排他的・継続的に使用する場合、河川法上の許可等の手続きが必要となる。河川区域内の土地には、河川管理者以外が所有する土地(民有地等)もあることから、土地所有者を確認すること。

(「排他的」とは、他の河川利用者の使用を排除し、自由な使用に優先して独占的に使用することをいう。「継続的」とは、河川上空の使用が相当期間継続して、又は相当期間内に反復して行われることをいう。)

浜田河川国道事務所等が管理する河川区域内の土地については、以下の申請先に必要な手続きなど確認すること。

【高津川水系】

申請先: 浜田河川事務所占有調整課(電話番号 0855-22-3122)

浜田河川国道事務所高津川出張所(電話番号 0856-23-5844)

【江の川(島根県内)】

申請先: 浜田河川事務所占有調整課(電話番号 0855-22-3122)

浜田河川国道事務所江の川下流出張所(電話番号 0855-52-2926)

(江の川のうち、江津市内の区間)

浜田河川国道事務所川本出張所(電話番号 0855-72-0431)

(江の川のうち、川本町・美郷町・邑南町内の区間)

(浜田河川国道事務所の管理区間は別添のとおり)

また、河川区域内の土地の使用及び河川上空の活用にあたっては、河川管理上の支障が生じないようにするとともに、他の河川利用者や近隣住民の迷惑とならないよう努めること。他の河川利用者や近隣住民との間で問題が生じた場合は、ドローン物流の運航事業者等の責任において処理すること。

3. 事故防止

河川上空をドローン物流で活用する場合、河川利用者や河川に設置している施設(施設利用者を含む)への影響を考慮し、ルート選定を含め、事故の防止、影響の最小化に細心の注意を払うこと。

4. 事故対応

事故が発生した場合には、事故の概要を速やかに所管の河川事務所等や関係機関に連絡するとともに、ドローン物流の運航事業者等の責任において処理し、河川事務所等から指示があった場合には、その指示に従わなければならない。

なお、河川への落下等の事故により河川管理施設及び水質等への影響が懸念される場合には、運航事業者等は河川事務所等と協議のうえ、速やかにドローン及び荷物等を回収しな

なければならない。また、河川管理施設及び水質等への影響がないと認められる場合においても、可能な限り落下等したドローン及び荷物等を回収するよう努めなければならない。

各河川の【直轄管理区間】を所管する河川事務所等の連絡先は次のとおり。

【高津川水系】

連絡先：浜田河川国道事務所 河川管理課(電話番号 0855-22-3122)

浜田河川国道事務所 高津川出張所(電話番号 0856-23-5844)

【江の川(島根県内)】

連絡先：浜田河川国道事務所 河川管理課(電話番号 0855-22-3122)

浜田河川国道事務所江の川下流出張所(電話番号 0855-52-2926)

(江の川のうち、江津市内の区間)

浜田河川国道事務所川本出張所(電話番号 0855-72-0431)

(江の川のうち、川本町・美郷町・邑南町内の区間)

(浜田河川国道事務所の管理区間は別添のとおり)

5. その他管理者等への手続き

橋梁や送電線などの河川横断工作物等の許可工作物は、その施設ごとに法令手続きや関係者調整が必要な場合もあり、ドローン物流の運航事業者等において必要な手続き等を実施する必要がある。その場合、河川事務所等に関係者の有無、占用許可受者等の情報提供を求めることができる。

各河川【直轄管理区間】上空の飛行にあたっては、別紙3(高津川水系)、別紙4(江の川島根県内)に示す橋梁や送電線等の河川横断工作物の通過に伴う法令手続きや関係者との調整が必要となる場合があることから、各管理者に確認すること。

6. 河川利用等の状況把握

河川区域内において、防災訓練や花火大会その他の多数の者の集合する催しが行われている場合や工事を実施している場合にはその周辺の飛行が制限されること、また、ラジコン飛行場等として利用されている場合にはラジコン等を飛行させる者との調整が必要となることから、ドローン物流の運航事業者等は河川の利用状況を把握すること。河川区域内の催しや工事等については、河川事務所等から提供している情報を確認するとともに、必要に応じて河川事務所等に情報提供を求めることができる。

(飛行高さ及び運航調整)

7. 通常時の飛行

航空法の規定を踏まえ、河川区域内にある河川横断工作物等の物件の設置状況を確認し、地上又は水上の人又は物件との間に30m以上の距離をとることを原則とし、当該距離を

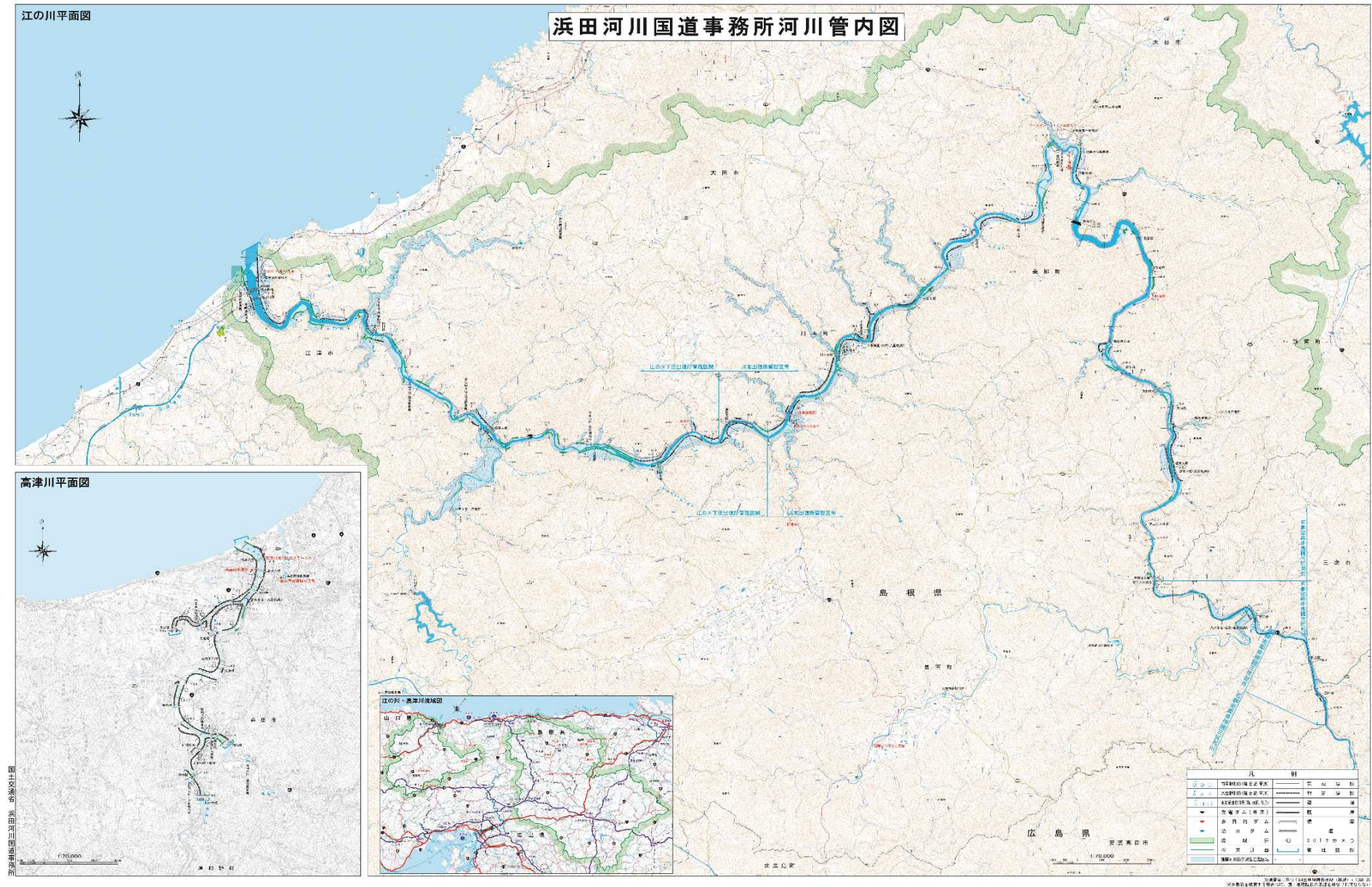
確保可能な高度で飛行すること。また、河川事務所等がドローンを活用した河川巡視や施設点検等を行う場合や複数のドローン物流の運航事業者等が参入する場合などには、飛行ルートとの重複又は近接により調整の必要が生じることがあり、河川事務所等が場を設けて関係者で調整する場合等が想定されることから、その際には協議に参加すること。

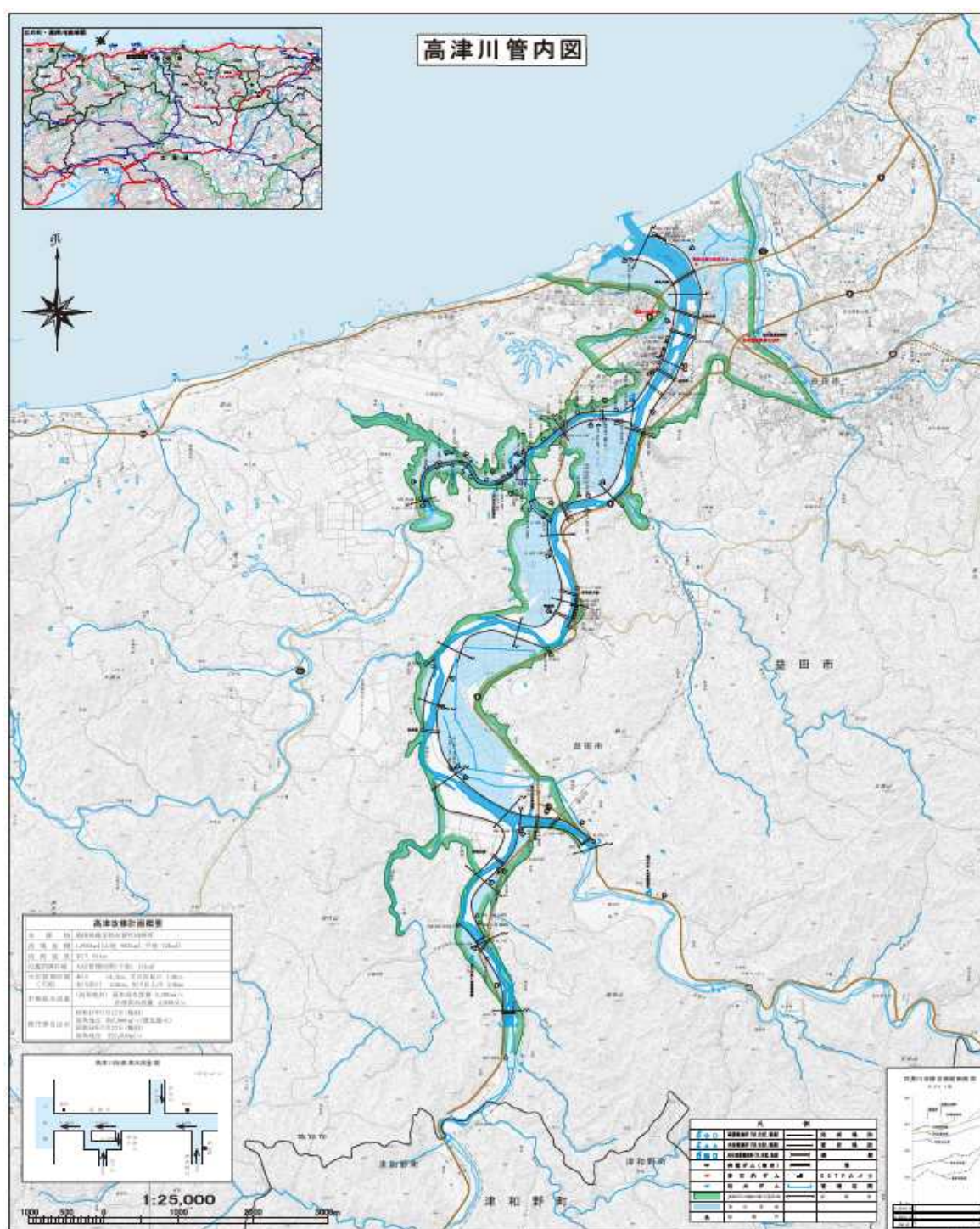
8. 緊急時の飛行

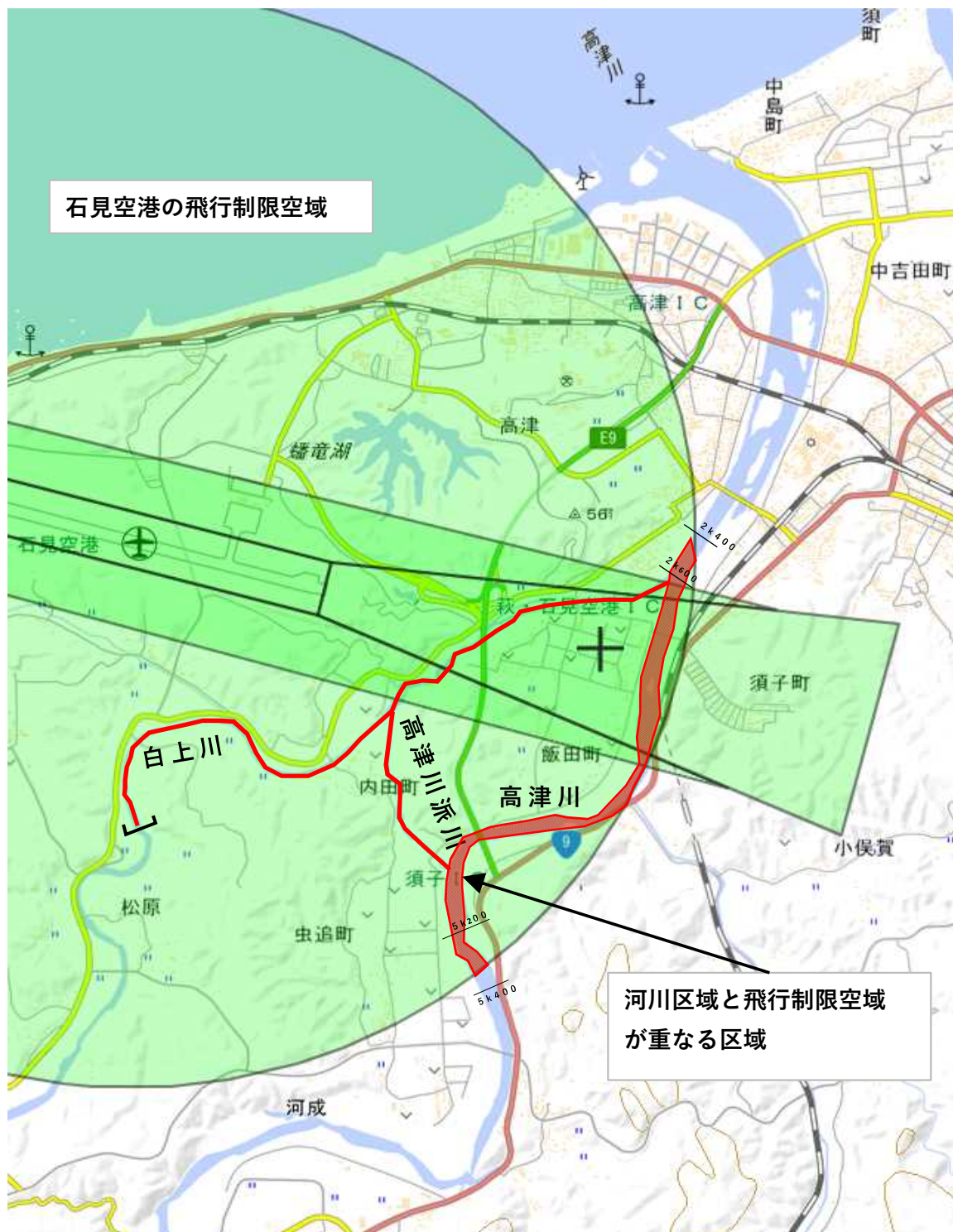
洪水発生時や大規模地震発生時などの緊急時に、河川事務所等が実施する被災状況調査や緊急物資の輸送において、運行事業者等の飛行ルートとの重複又は近接により調整の必要が生じた場合は、河川事務所等からの調整に応じること。

※「運航事業者等」とは、ドローン物流の事業計画者及び運航事業者、サービス提供者を指す。

- ・「事業計画者」とは、物流事業者や地方公共団体など、物流網の維持や買物支援などの観点から、ドローン物流事業を計画する者をいう。
- ・「運航事業者」とは、事業計画者からの委託を受け、ドローン物流サービスの提供のため、ドローンを飛行させる者をいう。
- ・「サービス提供者」とは、運航事業者・物流事業者・携帯電話事業者・気象観測サービス提供者など運航に関する業務を行う者、商店・病院・薬局など配送される荷物等を提供する者及び配送先における配達人等をいう。







「出典：電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成」



「出典：電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成」